明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業**二五）　一

〔告　示〕

○電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件（**金融庁**四五）　五

○令和五年産あへんの納付期限を定めた件（**厚生労働**一九一）

○旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づき適性診断の実施機関を国土交通大臣が認定した件（**国土交通**五三四）

○貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき適性診断の実施機関を国土交通大臣が認定した件（**同**五三五）

○登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出に関する件（**沖縄総合事務局**二一、二二）　六

〔国会事項〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

中国地方整備局公示（中国地方整備局）　七

〔公　告〕

諸事項

官庁

有権者申出方関係　七

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七

会社その他

会社その他　三七

省令

○経済産業省令第二十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月二十三日

経済産業大臣　西村　康稔

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第六条　輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。	**第六条**　輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～十六の二　［略］	一～十六の二　［略］
十七　半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置（ホ及びレにおいて「半導体製造装置」という。）若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品（次号に該当するものを除く。）	十七　半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置（ホにおいて「半導体製造装置」という。）若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品
イ　結晶のエピタキシャル成長装置であって、次のいずれかに該当するもの（ウに該当するものを除く。）	イ　結晶のエピタキシャル成長装置であって、次のいずれかに該当するもの
（一）～（三）　［略］	（一）～（三）　［略］
ロ～ヌ　［略］	ロ～ヌ　［略］
ル　ペリクル（極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したものに限る。）を製造するための装置	［新設］
ヲ　ウエハーの処理のためのステップアンドリピート方式又はステップアンドスキャン方式の露光装置であって、光学方式のもののうち、光源の波長が一九三ナノメートル以上のものであり、	［新設］